

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 事務を処理する市町の追加
地方自治法に基づく新たに生じた土地の届出の受理等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係市町を追加することとした。
- 2 施行期日等
 - (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

- 1 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置の見直し
定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例措置について、定年と退職年齢との差一年当たりの給料の月額割増率を百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）とすることとした。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇知事及び副知事の退職手当に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 知事及び副知事の退職手当に関する条例の一部改正
知事及び副知事の退職手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。
知事 百分の七十 ↓ 百分の六十三
副知事 百分の五十 ↓ 百分の四十五
- 2 教育長の給与等に関する条例の一部改正
教育長の退職手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。

百分の三十 ↓ 百分の二十七

3 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇奈良県社会福祉総合センター条例等の一部を改正する条例

1 利用料金の上限の額の改定

次の利用料金の上限の額の改定を行うこととした。

- (1) 奈良県社会福祉総合センター条例の一部改正関係
奈良県社会福祉総合センターの利用料金
 - (2) 奈良県県民センター条例の一部改正関係
奈良県西奈良県民センターの利用料金
 - (3) 橿原公苑使用条例の一部改正関係
庭球場の一部及びクラブハウスの利用料金
 - (4) 奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例の一部改正関係
奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用料金
 - (5) 奈良県立都市公園条例の一部改正関係
大湊池公園体育館、大湊池公園テニスコート、吉城園茶室、福祉住宅体験館多目的運動ホール及び福祉住宅体験館研修室の利用料金
 - (6) 国際奈良学セミナーハウス条例の一部改正関係
国際奈良学セミナーハウスの利用料金
 - (7) 奈良県社会教育センター条例の一部改正関係
奈良県社会教育センター研修施設の利用料金
- 2 施行期日等
- (1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。ただし、(2)については、公布の日から施行することとした。
 - (2) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用料金の額の定めは、施行日前においても、1による利用料金の上限の額を超えない範囲内において、行うことができることとした。

◇奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部を改正する条例

1 規定の整備

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正により、同法の題名が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改正されたこと等に伴い、規定の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十六年一月三日から施行することとした。

◇奈良県産業会館条例の一部を改正する条例

1 会議室の一部の廃止

奈良県産業会館に地域就職支援センター（厚生労働省所管）が設置されることに伴い、会議室の一部を廃止することとした。

2 施行期日

平成二十六年一月一日から施行することとした。

◇奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

1 入居者資格の拡大

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に規定する生活の本拠を共にする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた者は、現に県内に住所又は勤務場所を有しない場合においても公営住宅に入居することができることとした。

2 知事が自動車の移動等を行った場合等における賠償の責任

知事は、自動車の移動その他必要な措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせた場合における当該自動車に生じた損傷その他の損害については、故意又は過失によるものを除き、賠償の責めを負わないこととした。

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

4 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、1及び3の一部については、平成二十六年一月三日から施行することとした。